

函館市地域DOTS（直接服薬確認療法）事業実施要領

1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第53条の14および第53条の15に基づき、結核患者の服薬指導の対策として、結核患者に確実な服薬を支援することにより、結核患者を確実に治癒させ、再発や多剤耐性菌結核の発生を予防するとともに、地域における結核のまん延を防止することを目的とする。

2 対象者

医療が必要な全結核患者とする。

3 実施主体

事業の実施主体は函館市とする。ただし、事業の実施を適切な事業運営が確保できると認められる法第53条の14第2項に規定する厚生労働省令で定めるもの（以下「事業者等」という。）に委託することができるものとする。

4 実施内容

（1）患者面接連絡票の提出

入院中の患者については、保健所保健師（以下「保健師」という。）が、初回面接時に医療機関と情報交換し、患者面接連絡票（別記様式－1）を医療機関に提出する。

（2）DOTSカンファレンスの実施

ア 実施方法

保健師は、服薬支援アセスメント票（別記様式－2）を用い、主治医の治療方針に基づいた個別患者支援計画表（別記様式－3）を作成する。

治療中の確実な服薬支援のため、服薬支援方法および頻度について検討する。

服薬手帳（別記様式－4）は、治療中、継続的に利用するものとする。

イ 参加者

服薬支援に係る関係者（以下「服薬支援者」という。）の中から適宜参加者を決定する。

（３）退院患者訪問依頼票の受理

保健師は、入院患者の退院時、医療機関から退院患者訪問依頼票（別記様式－５）を受理する。

（４）DOTSの実施

保健師および事業者等（以下「保健師等」という。）は、個別支援計画にそって月１回以上、訪問DOTSまたは連絡確認DOTSを実施し、家庭訪問等で得た患者の生活や服薬状況、家族の状況および支援内容について、患者訪問結果報告書（別記様式－６）を作成し、医療機関に送付する。

ア 実施方法

（ア）訪問DOTS

保健師等が患者の個別支援計画に応じて必要回数訪問し、直接、服薬を見届け、服薬を確認したら、本人の服薬手帳にサインをする。また、服薬支援者が行う服薬確認について、指導を行う。土日・祝日や訪問しない日については、飲み終わった薬袋を確認するなど、弾力的に確認を行う。

なお、事業者等に委託する場合は対象者から同意書（別記様式－７）を得る。

（イ）連絡確認DOTS

患者本人が自分で服薬し、保健師等が患者本人にとって最も適切かつ確実な方法で服薬状況を確認する。また、福祉施設等の入所者については、施設職員が毎日服薬を見届け、保健師等はその状況（記録）を確認する。患者または施設職員は、服薬手帳に毎日の服薬状況を記録する。

イ 薬剤の保管

薬剤は、患者の自宅に保管するが、薬の飲み忘れを防ぐ保管方法の工夫をする。

ウ 菌所見の把握

保健師は、毎月、主治医から患者の菌所見などの基本的な病状に関する情報を収集する。

エ 服薬に問題がある場合の対応

服薬支援者は服薬中断等の問題が生じたときには、直ちに保健師等に連絡をし、保健師等は家庭訪問をするなどの対応策を図り、適時、DOTSカンファレンスを実施する。

オ 受療に問題がある場合の対応

保健師等は直ちに主治医や関係機関と協議して、適切な対応策を図り、適時、DOTSカンファレンスを実施する。

カ 服薬支援者

服薬支援者は、患者に対して直接服薬を見届けることとする。
なお、服薬支援者は保健所職員のほか、看護師、薬剤師、福祉関係職員、地域ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

(5) コホート検討会の実施

ア 実施方法

DOTS対象者全員の治療成績のコホート分析とその検討を行い、その中で治療不成功の原因を検討し、DOTS実施方法および患者支援の評価、見直しを行うとともに、地域の結核医療および結核対策全般に関する課題について検討を行う。

イ 参加者

医療機関の医師および看護師、事業者等の関係職員、市立図書館保健所の医師および保健師、服薬支援者等

ウ 評価

(ア) 治療終了者（1年前に登録された患者）に対して、治療成績を評価する。

(イ) 治療中の登録患者に対して、治療状況を把握する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月21日から施行する。